

# 町からののお知らせ



## 議会報告会（意見交換会）の実施について

興部町議会では、信頼される・開かれた議会活動の一環として、町民の皆様との意見交換を行うため、議会報告会（意見交換会）を開催いたします。

議会活動への意見、町政への提言などを聴く重要な機会として開催させていただきますので、たくさんの町民の皆様への参加をお願い致します。

### 1. 開催日時・場所

○平成28年4月26日（火）14:00～ 興部中央公民館

○平成28年4月27日（水）14:00～ 沙留公民館

### 2. 報告会（意見交換会）の内容

議会報告として、平成27年度の議会活動の概要、平成28年3月定例会（予算に関する議決概要等）の報告をし、その後、町民の皆様との意見交換会を行います。

### 3. 主催：興部町議会

## 公衆浴場 営業日変更のお知らせ

公衆浴場の営業日について、次のとおり4月～10月期の営業日となりますので、お知らせいたします。確認の上、ご利用ください。

### <興部町公衆浴場>

期 間	営 業 時 間	定 休 日
4月～10月	午後5時～午後9時	日曜日
11月～3月		火・木・日曜日

※不明な点は、興部町公衆浴場指定管理者 興部環境事業組合

（担当窓口 電話82-2015 長坂）までお問い合わせください。

## ヒグマによる事故にご注意ください

野山に残雪が少なくなり、山菜採りが盛んになる季節を迎え、ヒグマによる事故を防止するため、町民の皆さん一人ひとりに事故防止の意識を強く持っていただくことが大切です。野山に入る際には特に次のことに注意してください。

○役場等で事前にヒグマの出没状況を確認しましょう。

○野山では単独行動を控えましょう。

○鈴を携行するなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

○においの強いものはヒグマを引き寄せますので、残飯や空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

『春のヒグマ注意特別期間』 4月1日（金）～5月31日（火）まで

※ヒグマを目撃したときは、出没状況をお知らせください。

（住民課 住民環境係 環境衛生業務担当 電話82-2164）

## 畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

<実施期間> 平成28年4月1日より平成28年9月30日まで

<実施区域> 興部町全域

<実施方法> 捕獲等

<その他>

### ①放し飼いは厳禁です。

犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が放れた場合は、必ず役場まで連絡願います。

また、他人にとって狂暴に見える放し飼いの犬のために、住民からの苦情が数多く寄せられています。

### ②犬・猫のフンは必ず始末してください。

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかける飼育方法も飼い主の責務となっております。

条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。袋を持って散歩をさせるのも飼い主のマナーです。

### ③マナーを心得てください。

犬のしつこい鳴き声は、もしかしたら各種ストレスによるものかも知れません。他人に迷惑を掛けないように、飼育上のマナーを常に考えましょう。



（住民課 住民環境係）

## 興部町学校給食センター調理員の公募について

町では、下記のとおり臨時職員を公募いたします。(各1名)

勤務先	興部町学校給食センター	
業務内容	給食調理員	
採用人員	1名	1名(半日勤務:午前の部)
勤務時間	8:15~16:15まで (調理、食器洗浄業務等)	8:15~12:15まで (調理業務)
賃金	月額給 120,100円 手当 年間(6月・12月)で 月額額の3.15ヶ月分が 支給されます。 ※但し、在職期間により変動あり	時間給 810円
採用期間	平成28年5月1日 ~平成31年3月31日まで	平成28年5月1日 ~平成29年3月31日まで
応募の条件	興部町内在住者、又は在住可能な者とします。	
提出書類	応募申込の際は、自筆の履歴書1通(上半身写真添付)を必ず本人が持参してください。	
申込提出先	興部町役場 総務課 総務厚生係(電話82-2131)	
申込締切	平成28年4月15日(金) ※期日厳守	
選考方法	書類審査の上、面接により選考します。 ※面接日時は後日連絡します。	
お問合せ先	興部町教育委員会 管理課 (電話82-2552) 興部町学校給食センター (電話82-3411)	

## ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー等乗車料金の助成制度

興部町では、重度身体障害者等の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

### ◎主旨

身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤー及び介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

### ◎利用可能事業所

- ・(有)興部ハイヤー (興部町仲町) 電話82-2036
- ・NPO法人わたぼうし(興部町本町) 電話82-7733

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

### ◎対象者

町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- ・下肢障害 (1~2級)
- ・体幹障害 ( // )
- ・視覚障害 ( // )
- ・心臓機能障害 (1~3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

### ◎助成額

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。  
(助成券1枚は乗車基本料金相当額です)

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません

◎申請先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係  
または沙留出張所

◎問合せ先 福祉保健課 社会福祉係 電話82-4120

## 「児童扶養手当」制度のご案内

- 児童扶養手当とは・・・  
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。
- 支給要件は・・・  
次のいずれかに該当する子どもについて、父又は母がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。
  - ① 父母が婚姻を解消した子ども
  - ② 父又は母が死亡した子ども
  - ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
  - ④ 父又は母が生死不明の子ども
  - ⑤ 父又は母が1年以上遺棄している子ども
  - ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
  - ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
  - ⑧ 婚姻によらないで生まれた子ども
  - ⑨ 遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども
- 受給期間は・・・  
対象児童が18歳を迎えた年の3月31日までとなります。
- 手当額（月額）は・・・  
受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。
  - ・ 児童1人の場合
    - 全部支給：42,330円
    - 一部支給：42,320円～9,990円
  - ・ 児童2人以上の加算額
    - 2人目：5,000円
    - 3人目以降1人につき：3,000円※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。
- 支払時期は・・・  
毎年4月、8月、12月に、それぞれ4ヶ月分が支払われます。
- 受給するためには・・・  
手当を受給するには申請が必要です。認定請求書、戸籍謄本、住民票等を福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係に提出が必要です。  
詳しくは下記の間合せ先までご連絡ください。
- 申請期日は・・・  
申請期日はありませんが、児童扶養手当は申請された月の翌月分から支給されます。
- 問合せ先  
福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係 電話 82-4120

## 「特別児童扶養手当」制度のご案内

- 特別児童扶養手当とは・・・  
精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。
- 支給要件は・・・  
20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母に支給されます。但し、以下の条件に該当する方は申請できません。
  - (1) 養育している児童が施設等に入所している方
  - (2) 養育している児童が日本国内に住所を有しない方
  - (3) 養育している児童が当該障害を支給事由とする年金を受給している方
  - (4) 申請者が日本国内に住所を有しない方
- 手当額（月額）は・・・  
一月あたりの支給額は認定された障害等級によって変わります。
  - 1級・・・51,500円
  - 2級・・・34,300円※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。
- 支払時期は・・・  
毎年4月、8月、12月に、それぞれ4ヶ月分が支払われます。
- 受給するためには・・・  
手当を受給するには申請が必要です。認定請求書、戸籍謄本、住民票、認定診断書等を福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係に提出が必要です。  
詳しくは下記の間合せ先までご連絡ください。
- 申請期日は・・・  
申請期日はありませんが、特別児童扶養手当は申請された月の翌月分から支給されます。
- 問合せ先  
福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係 電話 82-4120

## 「障害児福祉手当」制度のご案内

- 障害児福祉手当とは・・・重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。
- 支給要件は・・・精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。
- 手当額（月額）は・・・一月あたり14,600円となります。  
※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。
- 支払時期・・・毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けられ、それぞれ3ヶ月分の支給額が支払われます。
- 受給するためには・・・手当を受給するには申請が必要です。認定請求書、戸籍謄本、住民票、認定診断書等を福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係に提出が必要です。  
※詳しくは下記の間合せ先までご連絡ください。
- 申請期日は・・・申請期日はありませんが、障害児福祉手当は申請された月の翌月分から支給されます。
- お問い合わせ  
福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係 電話 82-4120

## 「特別障害者手当」制度のご案内

- 特別障害者手当とは・・・精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。
- 支給要件は・・・精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。
- 手当額（月額）は・・・支給額は一月あたり26,830円となります。  
※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。
- 支払時期は・・・毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けられ、それぞれ3ヶ月分の支給額が支払われます。
- 受給するためには・・・手当を受給するには申請が必要です。認定請求書、戸籍謄本、住民票、認定診断書等を福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係に提出が必要です。  
※詳しくは下記の間合せ先までご連絡ください。
- 申請期日は・・・申請期日はありませんが、特別障害者手当は申請された月の翌月分から支給されます。
- お問い合わせ  
福祉保健総合センター「きらり」福祉保健課社会福祉係 電話 82-4120

## 健康推進係からのお知らせ

### 1. 4月に実施する健診事業

事業名	期日	受付時間	会場
1歳6ヶ月児・3歳児健康診査	4月28日(木)	12:30~15:30	福祉保健総合センター「きらり」
※対象となるお子さんのいるご家庭へは、健診日が近くになりましたらご案内をお送りいたします。			

### 2. 広域紋別病院精神科巡回診療について

興部町での診療日程は次のとおりです。原則、予約が必要となりますので、診察を希望される方は事前に電話等により、直接広域紋別病院へお申し込みください。

- (1) 対象者 ころの健康に関してお困りで医療機関への通院が困難な方  
(2) 巡回日程 原則毎月1回 水曜日

実施場所	5月	6月	7月	8月	9月
興部町福祉保健総合センター「きらり」内 診察室	休診	1日(水) 14:00~	6日(水) 14:00~	3日(水) 14:00~	7日(水) 14:00~

### (3) 費用・支払方法

保険診療となりますので、必ず保険証を持参してください。  
診療費は後日ご自宅に送付する納入通知書により最寄りの金融機関又は広域紋別病院会計窓口でお支払いください。  
また、次のものをお持ちの方は併せてご持参ください。

- ・広域紋別病院の診察券
- ・自立支援医療（精神通院医療）の受給者証及び管理票
- ・他の公費負担受給者証

- (4) 予約受付期間 月曜日から金曜日まで 14:00~17:00  
(診療日の前週の金曜日まで)

- (5) 予約申込先 広域紋別病院（〒094-0007 紋別市落石町1丁目3番37号）  
電話 0158-24-3111

## 第9回協会長杯ミニバレーボール大会のお知らせ

下記の日程で第9回協会長杯ミニバレーボール大会を開催いたします。  
皆様の参加をお待ちしております。

- ◎日 時 平成28年4月17日(日) ・受付 8:30  
・代表者会議 8:45  
・開会式 9:00  
・終了後試合開始
- ◎場 所 農業者トレーニングセンター
- ◎参加資格 地域、職場、その他どんなチーム編成でも可能
- ◎競 技 プレー中は5名(8名まで登録できます)  
男女混合チームの場合、男性は2名までコートに入りプレーできます。  
(50歳以上の男性は女性とみなします)
- ◎参加費 1チーム2,000円(当日受付)
- ◎申込期限 **4月13日(水)までに協会事務局(期日厳守)**
- ◎主 催 興部町ミニバレーボール協会
- ◎お問い合わせ 興部町ミニバレーボール協会事務局  
中川 明子(自宅 Tel82-3303)
- ◎そ の 他
- ・代表者会議後の登録メンバー変更は、特別な場合を除き原則として認められません。
  - ・興味はあるがチームを作ることができない方、チームの人数が足りない方等ありましたら、事務局もしくは協会員に声をかけてください。



## おこっぺ潮風ピアノコンサートのお知らせ

岩見沢市から酒井音楽教室の生徒さんを招いて、子どもによる、子どものための……だけではなく、大人も楽しめる本格的なピアノのコンサートを開催いたします。

興味本位でも、興味のない方も、クラシックなんて苦手という方も、興部町の方全員に聴きにきてほしいコンサートです!

子どもとは思えない、指さばき、そして会場に響き渡る迫力の演奏。身体から湧き出る音楽に、知らない曲でもパフォーマンスとともに惹きこまれます。

みなさんのご来場、心よりお待ちしております。

「おこっぺ潮風ピアノコンサート～酒井音楽教室の皆さんと共に感謝祭～」

- ・日 時：4月30日(土) 開場 13時00分～ 開演 13時30分
- ・場 所：興部町総合センター
- ・入場料：前売券：大人 800円(中学生以上) 小人 500円(小学生以下)  
当日券：大人 900円 小人 600円
- ・主催：中村ピアノエレクトーン音楽教室、桑野ピアノ教室、酒井音楽教室
- ・後援：興部町教育委員会、興部町文化連盟、北海道新聞社、木村真由美ピアノ教室、株式会社組合印刷

◎お問い合わせ：桑野ピアノ教室 電話82-4345

平成28年4月1日で  
町内・町民の  
交通死亡事故ゼロ3151日  
スピードダウンとシートベルトの全席着用

